

大洲市中小企業等応援給付金 募集要領

令和2年6月25日現在

事業継続を支援



事業収入が..
・前年比30%以上
50%未満減
・年120万円以上

一律20万円給付!

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受け、売上げが減少した事業者（第一次～三次産業）に対し、事業継続を支え、再起の糧となるよう給付金を支給することを目的とします。

2 支給対象者 ※医療法人、農業法人、NPO法人なども含む。

対象者 ● ※いずれにも該当すること

- (1) 市内に主たる事業所又は店舗を有する法人若しくは個人
- (2) 今後も引き続き市内で事業を継続する意思がある者
- (3) 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がない者
- (4) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

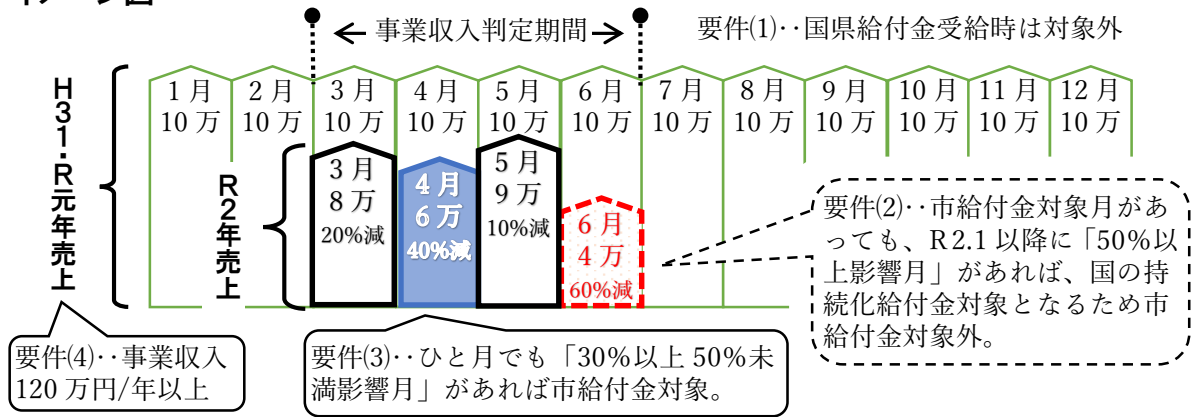
対象外 × ※いずれかに該当する場合は対象外

- (1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- (4) 大企業者・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する大企業者
- (5) みなし大企業・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している者。発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している者。大企業者の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者。
- (6) 国家公務員及び地方公務員の一般職
- (7) その他市長が適当でないと認める者

3 支給要件 ※全て満たすこと

- (1) 国の持続化給付金又は県のえひめ版創業者持続化緊急給付金を受給していないこと。
※ 国県給付金と市給付金の重複受給時は、市給付金は返還となります。
- (2) 令和2年1月以降、事業収入が前年同月比50%以上減少した月がなく、国県給付金の対象要件にも該当しないこと。
- (3) 令和2年3月から令和2年6月までの任意のひと月の事業収入が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年同月比30%以上50%未満減の影響を受けていること。
- (4) 影響月の属する直近の税務申告において、年間事業収入が120万円以上であること。
※ 新規創業により、前年同月比較ができない場合や年間事業収入が120万円に満たない場合は、比較方法の特例があります。

- イメージ図 -



4 支給額

支給する給付金の額は一律20万円とし、支給は1回限りです。

5 支給申請・問い合わせ

(1) 申請書類

- ①給付金支給申請書（様式第1号） ※市ホームページからダウンロード可（本庁又は各支所、商工会議所、商工会でも入手可）
- ②添付資料・・・次の全ての資料が必要です。

	個人事業主の方		法人の方
申請者確認	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証など顔写真付)の写し <small>※ 顔写真がない場合は、公的機関発行の証明書類(国民健康保険証など)を2点コピー</small>		—
売上減少確認	前年売上	<input type="checkbox"/> 青色申告 <input type="checkbox"/> 白色申告 <input type="checkbox"/> 2019年「確定申告書」第一表の写し <input type="checkbox"/> 2019年「所得税青色申告決算書」1・2ページ目の写し	<input type="checkbox"/> 直近の「確定申告書」別表一の写し <input type="checkbox"/> 直近の「法人事業概況説明書」おもてうら面の写し <small>※影響月が属する事業年度の直近の事業年度(原則2019年度)のもの</small>
	今年売上	<input type="checkbox"/> 影響月の事業収入が分かるもの(売上台帳等)の写し	
振込先	申請者名義の預金通帳の写し (<input type="checkbox"/> 通帳おもて面 + <input type="checkbox"/> 通帳を1枚開いたページ / ※両方必要)		

- (2) 申請期間 令和2年7月13日～令和2年9月30日 ※土日祝を除く
- (3) 申請方法 原則、郵送のみ (3密を避けるため、ご理解ご協力をお願いします。)
- (4) 郵送先/問い合わせ先
- 〒795-8601 大洲市大洲 690-1
大洲市役所 商工産業課内 大洲市中小企業等応援給付金 担当係
 - 問い合わせ窓口
Tel.0893-57-9992 (直通)
令和2年7月13日(月)～ ※土日祝日を除く
9:00～16:00